○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(附則第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

百 内 閣 総 理 大 臣	R	別表第一(第九条関係) 「一」「特定給付金等の迅」	
特定総付金等の正速かへ確実な総付のための 名簿(同法第二条第四項に規定する口座名簿 をいう。)の作成又は口座名簿情報(同条第 五項に規定する口座名簿情報をいう。)の管 理に関する事務であって主務省令で定めるも	(同法第二条第二項に規定する給付名)の作成又は給付名簿情報をいう。同表の百定する給付名簿情報(同条第三定する給付名簿情報をいう。同表の百定する給付名簿情報をいう。同表の百定する給付名簿情報をいう。同表の百定する給付名簿情報をいう。同表第二次に表する。	給付名簿等の作成等に関する法律による給付 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための (略)	改 正 案
(消 設		(新設) (新設)	
		略)	現
			行

別表第二 (第十九条、第二十一条関係)

															協議会	三十 社会福祉	(略)	一~二十九	情報照会者
								0	省令で定めるも	務であって主務	実施に関する事	融通する事業の	は低利で資金を	対して無利子又	る生計困難者に	社会福祉法によ		(略)	事務
厚生労働大臣若								社会福祉協議会							市町村長	(略)		(略)	情報提供者
年金給付関係情報	0	務省令で定めるも	る情報であって主	事業の実施に関す	で資金を融通する	て無利子又は低利	生計困難者に対し	社会福祉法による	るもの	て主務省令で定め	等関係情報であっ	又は介護保険給付	児童手当関係情報	住民票関係情報、	地方税関係情報、	(略)		(略)	特定個人情報

別表第二(第十九条、第二十一条関係)

11/4	01	 <i>,</i> ,	91	1 71	 9				1 4 1	1 [74]		<u>'</u>		l		
												協議会	三十 社会福祉	(略)	一~二十九	情報照会者
					0	省令で定めるも	務であって主務	実施に関する事	融通する事業の	は低利で資金を	対して無利子又	る生計困難者に	社会福祉法によ		(略)	事務
厚生労働大臣若													(略)		(略)	情報提供者
年金給付関係情報													(略)		(略)	特定個人情報

					働大臣	七十九 厚生労	(略)	三十一~七十八														
るもの	主務省令で定め	る事務であって	業の実施に関す	又は能力開発事	る雇用安定事業	雇用保険法によ		(略)														
厚生労働大臣			市町村長			都道府県知事		(略)										内閣総理大臣	(略)	合等	機構又は共済組	しくは日本年金
失業等給付関係情	定めるもの	あって主務省令で	地方税関係情報で	定めるもの	あって主務省令で	障害者関係情報で		(略)	で定めるもの	であって主務省令	情報」という。)	(以下「口座関係	号に規定する事項	る法律第七条第六	等の作成等に関す	のための給付名簿	速かつ確実な給付	特定給付金等の迅	(略)		で定めるもの	であって主務省令
						七		=														
					働大臣	七十九 厚生労	(略)	三十一~七十八														
るもの	主務省令で定め	る事務であって	業の実施に関す	又は能力開発事	る雇用安定事業	雇用保険法によ		(略)														
厚生労働大臣		`	,	4.	//\	都道府県知事		(略)										市町村長	(略)	合等	機構又は共済組	しくは日本年金
失業等給付関係情				定めるもの	あって主務省令で	障害者関係情報で		(略)					るもの	て主務省令で定め	等関係情報であっ	又は介護保険給付	児童手当関係情報	住民票関係情報、	(略)		で定めるもの	であって主務省令

を おり	給付名簿等の	給付のための	速かつ確実な	給付金等の迅	百二十一 特定	(略)	九十七~百二十						県知事	九十六 都道府	(略)	八十~九十五					
の作成又は給付名簿	等に関する法律	付名簿等の作成	給付のための給	迅速かつ確実な	特定給付金等の		(略)	めるもの	て主務省令で定	する事務であっ	援金の支給に関	災者生活再建支	支援法による被	被災者生活再建		(略)					
		内閣総理大臣			市町村長		(略)				内閣総理大臣			市町村長		(略)			内閣総理大臣		
めるもの	って主務省令で定	口座関係情報であ	定めるもの	あって主務省令で	地方税関係情報で		(略)		めるもの	って主務省令で定	口座関係情報であ	定めるもの	あって主務省令で	住民票関係情報で		(略)	めるもの	って主務省令で定	口座関係情報であ	令で定めるもの	報であって主務省
					(新設)	(略)	九十七~百二						県知事	九十六 都道:	(略)	八十~九十五					
					(新設)	(略)	九十七~百二十(略)	めるもの	て主務省令で定	する事務であっ	援金の支給に関	災者生活再建支		十六 都道府	(略)	十~九					
					(新設)	(略)	+	めるもの	て主務省令で定	する事務であっ	援金の支給に関	災者生活再建支	県知事 支援法による被 あ	十六 都道	(略)	十~九十五					

	等の長	する行政機関	第一項に規定
で定めるもの	あって主務省令	に関する事務で	名簿情報の管理
	17.1	~1	<u> </u>

傍線部分は改正部分)	$\overline{}$
部分は改正部	傍
分は改正部	線
は改正部	部
改正部	分
正部	は
部	
部分)	
ガ	が
	ガ

(略)	一 四 く 一 の 十 二					一の三内閣府					法人	一の二 国の機関又は	一 (略)	又は法人	提供を受ける国の機関	十条の三十関係)	別表第一(第三十条の九、	
	(略)	て総務省令で定めるもの	条の口座名簿情報の管理に関する事務であつ	第六条第一項の口座名簿の作成又は同法第八	給付名簿等の作成等に関する法律による同法	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための	めるもの	報の管理に関する事務であつて総務省令で定	給付名簿の作成又は同法第五条の給付名簿情	法律第 号)による同法第三条第一項の	給付名簿等の作成等に関する法律(令和二年)	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための	(略)	事			第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三	改正案
	一の二~一の十(略)					(新設)						(新設)	一 (略)	又は法人	提供を受ける国の機関	十条の三十関係)	別表第一(第三十条の九、	
	(略)					(新設)						(新設)	(略)	事			、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三	現行

一の五 都道府県知事	提供を受ける通知都道 特別外の都道府県の	別表第三(第三十条の十一関係)	二~十一(略)	一の七~一の九(略)				他の執行機関	一の六 市町村長その	一~一の五 (略)	行機関	の市町村長その他の執	府県の区域内の市町村	提供を受ける通知都道	別表第二(第三十条の十関係)	二~百二十三 (略)
特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための(略)	事務	関係)	(略)	(略)	て総務省令で定めるもの	条の給付名簿情報の管理に関する事務であつ	第三条第一項の給付名簿の作成又は同法第五	給付名簿等の作成等に関する法律による同法	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための	(略)			事		(係)	(略)
(新設) (略)	提供を受ける通知都道府県の都道府県以外の都道府県の	別表第三(第三十条の十一関係)	二~十一 (略)	一の六~一の八(略)					(新設)	一~一の五 (略)	行機関	の市町村長その他の執	府県の区域内の市町村	提供を受ける通知都道	別表第二(第三十条の十関係)	二~百二十三(略)
(新設)	事	一関係)	(略)	(略)					(新設)	(略)		<u>.</u>	Į.	~~_	() () () () () () () () () () () () () ((略)
	務											Ť	务			

	(新設)	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作	一の五 特定給付金等の
	一~一の四(略)		一~一の四(略)
係)	別表第五(第三十条の十五関係)	"関係)	別表第五(第三十条の十五関係)
(略)	二~十 (略)	(略)	二~十(略)
(略)	一の六~一の九(略)((略)	一の七~一の十(略)
		て総務省令で定めるもの	
		条の給付名簿情報の管理に関する事務であつ	
		第三条第一項の給付名簿の作成又は同法第五	
		給付名簿等の作成等に関する法律による同法	他の執行機関
(新設)	(新設)	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための	一の六 市町村長その
(略)	一〜一の五(略)((略)	一~一の五 (略)
	村長その他の執行機関		村長その他の執行機関
写	区域内の市町村の市町	事	区域内の市町村の市町
事	府県以外の都道府県の		府県以外の都道府県の
	提供を受ける通知都道		提供を受ける通知都道
係)	別表第四(第三十条の十二関係)	関係)	別表第四(第三十条の十二関係)
(略)	一の五~二十九(略)((略)	一の六~二十九(略)
		て総務省令で定めるもの	
		条の給付名簿情報の管理に関する事務であつ	
		第三条第一項の給付名簿の作成又は同法第五	
		給付名簿等の作成等に関する法律による同法	その他の執行機関

()			(町)	二分丑(酹)
(女団)			(女団)	
		るもの	て総務省令で定めるもの	
		の管理に関する事務であつ	条の給付名簿情報	
		第三条第一項の給付名簿の作成又は同法第五	第三条第一項の給	
		給付名簿等の作成等に関する法律による同法	給付名簿等の作成	の執行機関
(新設)	(新設)	(速かつ確実な給付のための	特定給付金等の迅速か	一 都道府県知事以外
	執行機関			執行機関
事	知事以外の都道府県の	務	事	知事以外の都道府県の
	提供を受ける都道府県			提供を受ける都道府県
関係)	別表第六(第三十条の十五関係)		- 関係)	別表第六(第三十条の十五関係)
	一の五~三十四 (略)			一の六~三十四 (略)
				めるもの
		給付名簿情報の管理に関する事務であつて総務省令で定	旧報の管理に関する	法第五条の給付名簿情
		一項の給付名簿の作成又は同	よる同法第三条第一	成等に関する法律による同法第三条第一

_
傍
線
部
分は
ね
改
Œ
部
分
$\overline{}$

の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改める。	百二十一条の五の二第一項」を「第百十条第一項」に、「第百二十一条一項」は「第百二十一条の四第一項」を「第百月多第一項」に「第	一項」こ、「第百二十一条の四第一項」を「第百八条第一項」こ、「第別表第一の一の十の項中「第百二十一条の二第一項」を「第百六条第	ように改正する。	第五十条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次の	(住民基本台帳法の一部改正)	附則	改正案
の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改める。	4の二第一項」を「第百十条第一項」に、「第百二十百二十一多の囚第一項」を「第百十条第一項」に	一項」こ、「第百二十一条の四第一項」を「第百八条第一項」こ、「第一別表第一の一の八の項中「第百二十一条の二第一項」を「第百六条第	ように改正する。	第五十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次の	(住民基本台帳法の一部改正)	附則	現行

(傍
線
部
分
は
改
正
部
分

に「若しくは森林環境税」を加える。	境譲与税に関する法律」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下	別表第四の一の十の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環	地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。	境譲与税に関する法律 (平成三十一年法律第 号)」を、「による	別表第二の二の二の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環	第十四条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。	(住民基本台帳法の一部改正)	附 則	改正案
に「若しくは森林環境税」を加える。	境譲与税に関する法律」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下	別表第四の一の九の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環	地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。	境譲与税に関する法律 (平成三十一年法律第 号)」を、「による	別表第二の二の二の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環	第十四条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。	(住民基本台帳法の一部改正)	间 译	現行

改正案	現
(所掌事務)	(所掌事務)
第四条 (略)	第四条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成する	3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成する
ため、次に掲げる事務をつかさどる。	ため、次に掲げる事務をつかさどる。
一〜十四の五 (略)	一〜十四の五 (略)
十四の六 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作	(新設)
成等に関する法律(令和二年法律第号)第二条第一項に規定す	
る特定給付金等の指定に関すること、同条第二項に規定する給付名簿	
及び同条第三項に規定する給付名簿情報に関すること、同法第六条第	
一項の規定による口座名簿の作成に関すること並びに同法第八条の規	
定による口座名簿情報の管理に関すること(他省の所掌に属するもの	
を除く。)。	
十五 (略)	1917年(1967) (1967) (1967) (1967)
十六~六十二(略)	十六~六十二 (略)